自由権規約第6回政府報告審査 最終見解フォローアップ分析評価報告書(その2) (仮訳)

パラ13 死刑

E:自由権規約委員会は,前回の分析評価以降,締約国が,最終見解のパラ13の(a),(b),(d)及び(e)の勧告についての情報を提供せず,また,これらの勧告を実施しない立場を再検討する意向も示していないことを遺憾に思う。委員会は,委員会による勧告を繰り返す。

(c) B:委員会は、被告人への証拠の一覧表の交付及び被疑者の取調べの録音・録画制度の導入を含む刑事訴訟法の一部を改正する法律案が2016年5月に可決されたこと、及び、これらの制度が死刑の事案にも適用されることに留意する。同法案が施行されたか、検察官が保管する証拠の一覧表を開示する新しい制度が、検察側の全ての資料への被告人側の完全なアクセスをいかに保障するのか、そして、こうした開示は全ての刑事事件において義務的なものであるのかについて、明確にすることが必要である。

委員会は、同法案に従って取調べの録音・録画が義務付けられる刑事事件の割合について、 その例外や次の事項を明らかにする説明も含めた追加情報を要請する。

- (a)録音・録画は取調べの全過程において義務付けられているのか、また、正式な逮捕に 先立った取調べに対しても義務付けられているのか
 - (b) こうした録音・録画は死刑事案の全ての取調べにおいて行われるのか
 - (c) 取調べの録音・録画を全ての刑事事件において義務付ける予定はあるか
 - (d) 録音・録画の複製を被告人が入手し得るか。

委員会は、拷問あるいは不当な処遇によって得られた自白が証拠として援用されないこと を確保するためのいかなる措置もとられていないことを改めて遺憾に思う。委員会は、委員 会による勧告を繰り返す。

パラ14 慰安婦問題

B:自由権規約委員会は、元慰安婦を支援するために設立された財団への10億円の支出を 歓迎する。委員会は、被害者及びその家族に対する完全な賠償にかかる勧告の実施のために 取られた更なる措置につき追加の情報提供を要請する。

C:委員会は、締約国は、最終見解のパラ14(a),(b),(c),(e)にある勧告の実施措置にかかる新たな情報を提供していないことに留意する。委員会は、パラ14(d)に関する一般的な言及に留意するが、元慰安婦を中傷する試みを公式に公の場で明確に非難するために取られた措置に関する情報がないことを残念に思う。また、委員会は締約国が加害者の訴追及び処罰について検討していないことも残念に思う。委員会は、被害者を中傷し又は事象を否定する試みの非難、教科書での言及を含め、生徒や一般国民への慰安婦問題の教育・啓発を含む勧告の実施のために取られた措置に関する追加の情報提供を要請する。委員会は、委員会による勧告を繰り返す。

パラ16 技能実習制度

B:委員会は、2015年3月に国会に提出された関連法案の内容に関する情報に留意し、NGOが報告した罰則の限定的な適用範囲への懸念についても留意する。委員会は2015年3月に国会に提出された法案への修正を含め、法案の現状にかかる情報提供を要請するとともに、締約国が、実習生の強制帰国や低賃金労働について、送出機関による違反に対処する予定はあるか否か、強制実習の禁止を実習実施者にも拡大する予定はあるかについての説明に加え、権利侵害を訴える実習生に対する報復や国外退去に対する適切な保護措置についての説明を要請する。委員会は、法案が、実習生の報酬が、同等の労働で日本人に支払われる報酬と同等であると規定していることに留意する一方で、法案の可決までの間に、締約国は低賃金実習生の募集を防止するための措置を実施する予定はあるか否かについて説明を要請する。

C:委員会は、2013年及び2014年に実施された労働調査の数に関する統計を評価するが、委員会が最終見解を採択して以降、検察庁に送致された深刻な違反数の低さ、及び実地調査の数を増加させるためにとられた措置に関する情報の不足について、懸念とともに留意する。委員会は、その点に関する要請を繰り返す。さらに、委員会は、検察庁に送致された深刻な違反事件の処理結果及び入国管理局によって行われた実地調査の結果に関する情報の不足を遺憾に思う。委員会は、NGOにより報告された実地調査に従事する職員数の2010年以降の半減、外国人技能実習機構の職員予定数、及び調査の予定周期についても留意する。委員会は、2015年以降の労働基準監督署及び入国管理局によって行われた調査数及びその結果、委員会が最終見解を採択して以降の検察庁に送致された技能実習生に関する違反事件数及びその処理結果に関し、最新情報を要請する。委員会は、外国人技能実習機構に配置された人材及び調査の周期について、同機構が効果的にその機能を果たすことを確保するためにとられた措置に関する情報も要請する。

C:委員会は,独立した申立ての仕組が設立されていないこと及び実習生から毎年提出される申立件数が,実習生数及び調査の間に確認された違反件数に比して非常に少ないことに留意する。また,委員会は,報告されている,法案により設立予定の外国人技能実習機構の独立性の欠落にも留意する。委員会は,最終見解の採択以降に実習生が提出した年間の申立て件数及び真に独立した申立ての仕組みの設立のためにとられた措置に関する追加情報を要請する。

パラ18 代替収容制度(代用監獄)及び自白強要

(a), (b), (c) 及び(d) C: 委員会は、起訴前の勾留期間における、保釈などの勾留の代替手段が十分に検討されることを保障するためのいかなる行動もとられていないことを改めて遺憾に思う。委員会は、委員会の勧告を繰り返す。委員会は締約国に対し、全ての取調べに弁護人が立ち会うことを確保するため、締約国の立場を再検討するよう要請したにもかかわらず、2016年5月に成立した法案にこうした規定が含まれていないようであることを遺憾に思う。委員会は、取調べの継続時間の厳格な制限及び取調べの方法を設定するためのいかなる措置もとられていないことも遺憾に思う。委員会は、締約国が独立した不服審査メカニ

ズムを設置するために取られた措置に関する情報提供がなかったことを遺憾に思い, 委員会の勧告を繰り返す。

(b) 及び(c) B:委員会は,2016年5月に法案が成立したこと及び同法案においては勾留中の全ての被疑者に対して,国選弁護人が付され得ることに留意する。同法案の施行,国選弁護人の適格性に関する基準,逮捕時からかかる法的支援を利用できるのか,及び同法案が全ての被疑者に逮捕時から弁護人を依頼する権利を運用面でいかに保障しているかについて,更なる情報提供を要請する。委員会は,取調べの録音・録画に関して提供された情報に留意し,この点に関して,上記パラ13(c)に含まれる追加情報及び説明の要請を繰り返す。

推奨行動:締約国に対し、フォローアップ手続の中止を知らせる書簡を送付すべき。要請された情報は、日本に対する第7回定期報告の提出に先立つ質問票(LOI)に含められる。

次回定期報告:2018年7月31日

【参考】委員会による政府のフォローアップ情報提供に対する2度目の成績評価

A 大部分は満足のゆく回答・行動:

締約国は委員会による勧告の実施に向けてとった重要な行動の根拠を提供した。

- <u>B 部分的に満足のゆく回答・行動</u> 締約国は勧告の実施に向けた措置をとったが、追加的な情報や行動が必要である。
- C 満足のゆかない回答・行動

回答はあったが、とられた行動や提供のあった情報に関連性がなく、勧告を実施するものではない。

D 委員会に協力していない

(数度にわたり) 督促したが回答がない。

E (提供のあった)情報やとられた措置が委員会の勧告に反するか、勧告を拒否している

(了)